

令和8年4月8日

社員 各位

(一社)日本歯科専門医機構
理事長 今井 裕

共通研修の共用に関する考え方

この度、共通研修の受講、特に「共用」に関する考え方についてお問い合わせをいただきました。実務者会議および共通研修企画実施委員会での協議を経て、理事会にて了承されましたのでご案内申し上げます。

まず、共通研修につきましては、これまでも生じた課題に対し、その都度、実務者会議で検討や当該委員会への諮問、理事会での協議を重ね、現在の形式で運用されていることはご承知のとおりです。「共用」につきましては、2023年の協議により、基本的には認める方針といたしました。

ただし、以下の理由により、共用できる対象者は「当面の間、既存の広告可能な歯科専門医を保有し、新規の歯科専門医を申請（移行）する者」に限定することが理事会で了承されております。

1. 共通研修要項では、各学会主催の共通研修には「単位認定学会」の明記が義務付けられており、対象学会以外は認定対象になっていないこと
2. 共通研修を主催する学会が、会員以外の受講者管理は現実的に困難であるとしたこと
3. 現在の制度上、同時に複数の新規専門研修を履修することは、事実上困難であること
4. 共通研修要項との整合性について、今後検討すること

これまで本内容がホームページ上に掲載されておらず、混乱を招きましたことをお詫び申し上げます。今般、改めて「共通研修の共用に関する考え方」を以下の通り取りまとめましたので、ご確認のほどよろしくお願い申し上げます。

1. 機構認定専門医を有する者が別の機構認定専門医に申請する場合
既に機構認定専門医を保有する者が、他の機構認定専門医を新規申請又は更新

申請する場合、保有している機構認定専門医に関して受講した学会主催共通研修は、学会間の連携の有無にかかわらず、原則として他の機構認定専門医の共通研修単位として共用可能とする。ただし、単位認定学会となっていない専門領域学会は共通研修単位の共用を認めないこともできる。

2. 機構認定専門医を有する者が新たな専門医に申請する場合

既に機構認定専門医を保有する者が、現在協議中の新たな専門医を新規申請（学会専門医から移行予定である場合を含む）する場合、保有している機構認定専門医に関して受講した学会主催共通研修は、学会間の連携の有無にかかわらず、原則として新たな専門医の共通研修単位として共用可能とする。ただし、単位認定学会となっていない専門領域学会は共通研修単位の共用を認めないこともできる。

3. 機構認定専門医に移行予定の者が他の機構認定専門医に申請する場合

学会認定専門医から機構認定専門医に移行予定である者が、別の機構認定専門医を新規申請又は更新申請する場合、移行予定の機構認定専門医に関して受講した学会主催共通研修は、学会間の連携の有無にかかわらず、原則として他の機構認定専門医の共通研修単位として共用可能とする。ただし、単位認定学会となっていない専門領域学会は共通研修単位の共用を認めないこともできる。

4. 機構認定専門医に移行予定の者が新たな専門医に申請する場合

学会認定専門医から機構認定専門医に移行予定である者が、現在協議中の新たな専門医を新規申請する場合は、新たな専門領域を構成する学会認定専門医から機構認定専門医へ移行することが予定されている場合に限り、共通研修単位は共用可能とする。

この場合、移行予定の機構認定専門医に関して受講した学会主催共通研修は、学会間の連携の有無にかかわらず、原則として新たな専門医の共通研修単位として共用可能とする。ただし、単位認定学会となっていない専門領域学会は共通研修単位の共用を認めないこともできる。

5. 複数の専門医を同時又は並行して新規申請する場合

研修期間が全部又は一部重複する複数の機構認定専門医（現在協議中の新たな専門医を含む）を同時又は並行して新規申請する場合、その重複する期間においては共通研修単位としての共用は認めない。

この場合、現行の規定（常勤・5年以上の研修）から各専門領域研修自体が困

難と思われるが、この議論は共通研修とは別途の問題となるため、今後の検討課題とする。

なお、HP につきましては、これまでの経緯を理解出来るよう、至急改修いたします。

以上

共通研修の共用に関する考え方(図式)

